

令和3年度

「空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業」

申請の手引き

令和3年6月

**兵庫県健康福祉部障害福祉局
ユニバーサル推進課**

1 目的

障害福祉事業所等の行う、地域での空き家等を活用して授産製品の販路拡大や障害者による地域活性化を展開しようとする事業に要する初度設備費と店舗等賃借料を補助することにより、障害者の工賃向上や社会参加促進を図ります。

2 補助事業対象者

就労支援事業所（就労移行、就労継続A型・B型）運営法人

対象者から除外するもの

- ① 地方公共団体
- ② 国・県・市町からの出捐により設立された法人・団体
- ③ 国及び上記①、②から支援を受けている法人・団体
- ④ 障害者の工賃向上や社会参加促進に関する事業を実施していない法人・団体
- ⑤ 当該事業に対して令和3年度中に国・県・市などから助成を受けた（又は受けることが決定している）法人・団体
- ⑥ 個人
- ⑦ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員が関与する団体、兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び当該暴力団員が関与する法人・団体
- ⑧ 昨年度当該補助金を受給した法人・団体
- ⑨ その他、知事が不相当と認める者

3 補助対象

空き家、空き店舗（商店街除く）、空き庁舎、空きビル、空きマンション、空き倉庫 等

対象から除外するもの

- ① 所在地が政令市・中核市である空き家等
- ② 空き家等で備える「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準省令」第179条、第188条及び200条に定める設備が、兼用もしくは他の者との共有である場合

4 補助対象事業

令和3年6月～令和4年3月の間^(※)に上記2の法人・団体が行う空き家等を工賃向上や地域活性化等に活用する事業に対し、1団体につき1事業を補助とします。

※ 令和3年6月～令和4年3月の間とは

(1) 新規事業所

令和3年6月～令和4年3月の間に就労支援事業所として、空き家等で開設（指定）（補助申請時には開設（指定）見込みも含む）

※ただし、上記期間内に指定を受けられなければ補助決定は取り消しとなります。

(2) 既存事業所

すでに就労支援事業所として指定を受けているが、令和3年6月～令和4年3月の間に新たに空き家等にて拡充・移転又は従たる事業所、出張所を設置

※ただし、上記期間内に変更届出が受理されていなければ補助決定は取り消しとなります。

※拡充・移転又は従たる事業所、出張所の設置は、50%以上の定員増を伴うものに限りません。

5 補助対象となる経費、金額（補助対象経費）

	初年度設備費	店舗賃借料
補助事業の対象となる経費	<p>○事業所開設時に必要となる下記備品購入費（備品設置工事を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備（エアコン、換気扇、サーキュレーター）（※1） ・事務機器等（パソコン、プリンター、外付けハードディスク、電話機、FAX、机、椅子、書棚、金庫）（※2） <p>○ユニバーサル工事費（多目的トイレの整備、手すりの設置等） （ただし内示後に着手し、県が認める範囲に限る。）</p> <p>[初年度のみ]</p>	<p>初年度設備費の補助を受けた事業対象者が負担する店舗等の賃借料、使用料の経費（共益費、管理費等は除く。） （初年度は内示後を対象とし、県が認める範囲に限る。）</p> <p>[初年度、翌年度、翌々年度の3か年分]</p>
補助金の額	1事業所につき上限1,500千円。 ただし、予算の範囲内とする。	1事業所につき上限500千円（※3）。 ただし、予算の範囲内とする。

（※1）生産活動の場として、一般の方が利用するスペースに設置するものは対象外。

（※2）利用者が、生産活動で使用するものは対象外。

（※3）賃借料は、年額1,000千円以上の場合500千円とし、100千円以上について区分毎に定額を補助。

賃借料区分表

店舗等賃借料区分（年額）	補助金
1,000千円以上	500千円
800千円以上1,000千円未満	400千円
600千円以上800千円未満	300千円
300千円以上600千円未満	150千円
200千円以上300千円未満	100千円
100千円以上200千円未満	50千円

6 支援の対象となる事業実施期間

交付決定日～令和4年3月31日まで

※交付決定前の購入物、賃貸料は、支援の対象とはなりませんので、ご注意ください。（ただし、内示後、交付決定までの間に事前着手承認手続きを行うことは可能です。）

7 事前協議書の提出期限

令和3年9月30日（木）（消印有効）

※ただし、交付決定額が予算額を超える恐れがある場合は、提出期限前に受付を終了する場合があります。

8 提出書類

(1) 事業計画書（別紙2）

(2) 収支計画書（様式1）

(3) 申請団体の運営法人の組織、活動がわかる資料（定款・会則・規約等の写し、会員名簿、活動紹介のリーフレット、過去の活動資料 等）

(4) 直近の資産状況が分かるもの

（例：直近決算報告書等 ※新設法人の場合は、預金残高証明）

(5) 賃貸物件の内容がわかる資料（物件のチラシ、賃貸借契約案等）

(6) 空き家等の位置図、配置図（空き家・空き地等の場所に印をつけること。）

(7) 空き家等の平面図

(8) 購入物設置（工事）前の各部屋の写真

(9) 購入物のわかる資料（カタログ、HP等）

(10) 購入物の見積書3者分（原本）

※見積は同じ内容（型番等）に関して3者分取ること。

※見積書は、有効期限が申請書提出から最低でも2週間あること。

※ 提出いただいた資料は返却できませんので、ご了承ください。

※ 上記の他、事業計画内容を補足する資料（事業企画書、事業パンフレット等）をご提出いただく場合があります。その場合は、別途連絡します。

9 提出方法・提出先・問い合わせ先

郵送

※問い合わせ時間

土・日・祝日を除く午前9時～午前12時、午後1時～午後4時

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 ユニバーサル推進課 障害者就労支援班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-341-7711（内線2836） E-mail：universal@pref.hyogo.lg.jp

10 補助金の実施承認

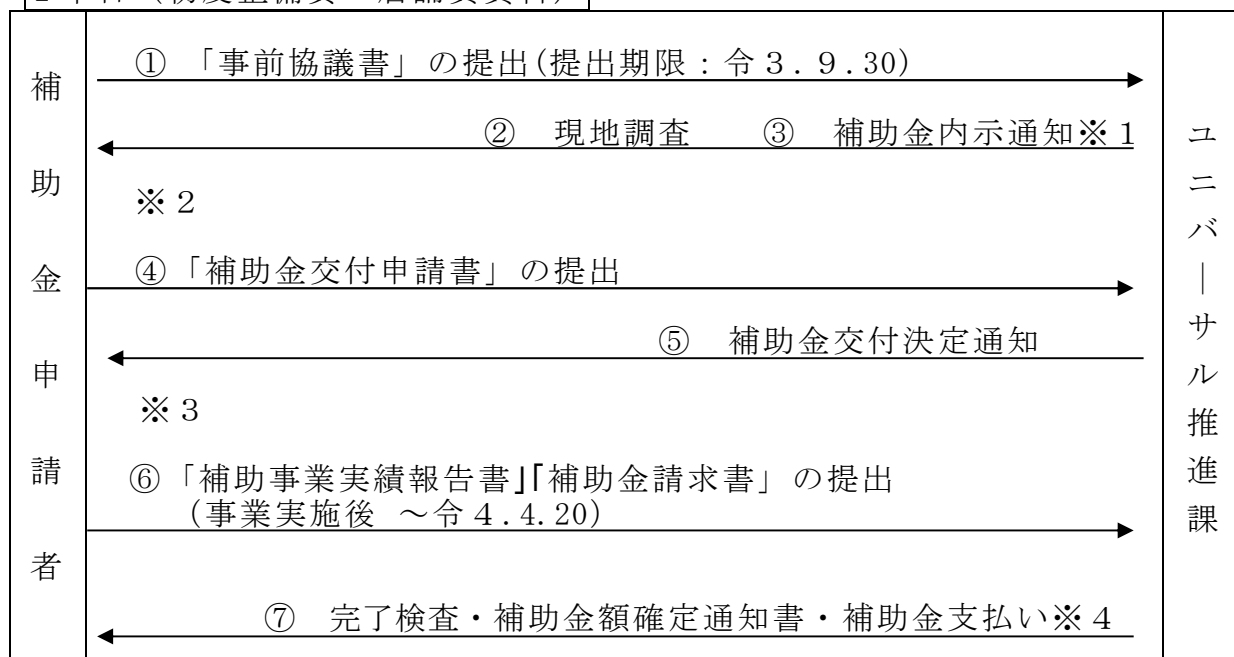
(1) 申請受理後、県において、採択事業を決定し、結果を通知します。

(2) 事業を中止したり、内容を変更する場合は、速やかに申し出て必要な手続きを行ってください。

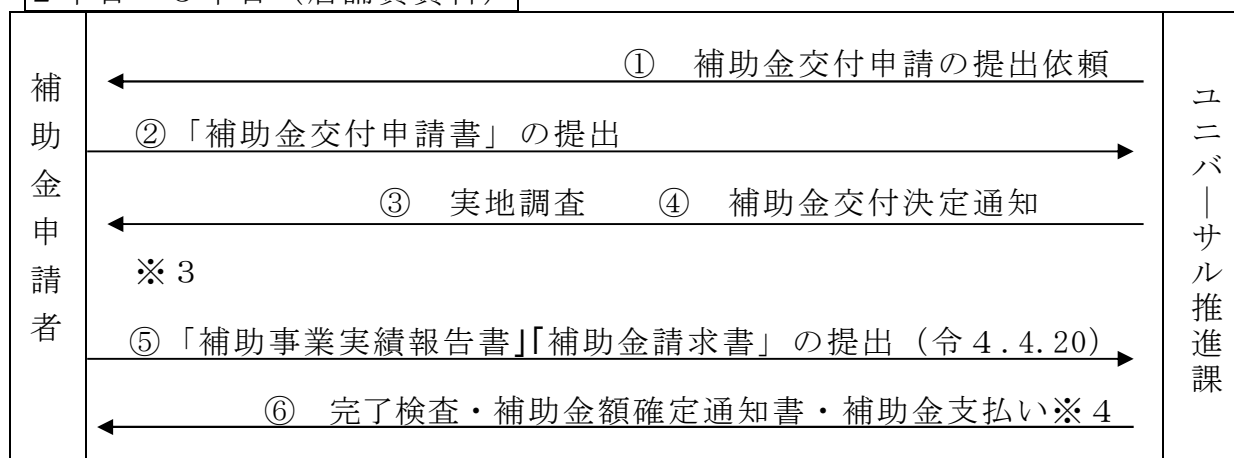
(3) 採択後の手続き、提出書類等の説明については、通知後別途連絡します。

11 手続きの流れ

1年目（初度整備費・店舗賃貸料）



2年目・3年目（店舗賃貸料）



※1 ①事前協議書提出から③内示まで、通常1～2か月程度かかります。

※2 内示後、交付決定までの間に補助事業を実施する場合は、事前着手承認手続き

※3 補助事業の変更、中止又は廃止の場合は、変更、中止（廃止）承認手続き

※4 補助の確定及び支払いは、事業実績確認後になります。

12 注意事項

(1) 補助事業実績報告時に、補助対象事業費に相当する支出書類（請求書、明細書、購入物や工事後の写真、領収証等）を提出していただきますので、関係書類は大切に保存しておいてください。

また、領収書は、対象事業費に要したことが証明できる内容に限ります。
(発行者、支払者、日付、支払内容が明記されていること。)

- (2) 事業計画などがわかりにくい場合などは、内容について調査させていただく場合があります。
- (3) 虚偽の申請があった場合や、実績報告の結果、補助要件に該当しないことが判明した場合には、補助金交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。(例：生産活動に要する設備であった。年度内に指定等を受けなかった。)
- (4) 補助事業を変更、中止、廃止した場合は、至急連絡してください。
(物品等を勝手に廃棄等した場合は、補助金を返還していただくこともあります。)
- (5) 補助申請額にかかわらず、応募が多数となった場合は、予算の範囲内で補助金額を減額決定する場合がありますのでご了承ください。

※ 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱第4条により、課税事業者は当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額は、補助金額から減額することになっています。

よって、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行います。

または、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還していただきます。

(免税事業者や簡易課税事業者は除きます。)

※ 兵庫県健康福祉部補助金交付要綱第19条により、補助金で整備した備品・施設は、原則として、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第三百八十四号）」にあたる期間中は、処分できません。

移転、休止、廃止等により状況が変化する場合は、必ず事前にご連絡ください。

例：事務机・椅子（金属製） 15年、冷暖房用機器 6年
パソコン（サーバー除く）4年 等